

平成 29 年度（平成 28 年分） 町民税・県民税の申告と納税相談

平成 29 年度（平成 28 年分）の個人町民税・県民税の申告時期が近づいて来ました。申告は町民税・県民税だけでなく、国民健康保険税等の算定資料となるほか、各種税務証明書等を発行する時の資料となる重要な手続きです。

申告をするときにあわてないように、早めに必要な書類などを準備しておきましょう。

1 申告をしていただく方

平成 29 年 1 月 1 日現在、屋久島町内に住所を有している人で次のいずれかに該当する人。

- (1) 営業等、農業、不動産、一時所得、譲渡所得などの収入がある人
[家賃等の収入、土地・建物等の売却による収入、生命保険等の満期保険金を受けた人など]
- (2) 給与所得者で2か所以上から給与の支払いを受けた人や、勤務先から屋久島町役場へ給与支払報告書が提出されない人 [パート・アルバイトを含む]
- (3) 給与所得及び年金所得者で、給与や年金以外の収入がある人
- (4) 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人
[申告が無いと保険税等の算定や軽減措置の判定などができません]
- (5) 寡婦(夫)や障害者手帳等をお持ちの方で、平成 28 年中の所得が 125 万円以下の人
[申告をしていただくことで非課税となります]
- (6) 平成 28 年中に所得がなく、誰の扶養にもなっていない人
- (7) 遺族年金や障害年金、雇用保険法に基づく失業給付などの非課税収入のみを有する人

※ ただし、次の人は除きます。

- ・給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先の事業所で年末調整を済ませている人
- ・税務署に所得税の確定申告書（青色・白色申告書）を提出する人

2 申告当日に必要な書類等

- (1) 収入金額や経費がわかるもの
 - ・給与所得者や年金受給者 源泉徴収票、給与支払明細書など
 - ・事業所得等 帳簿等その経費が分かるもの、収支内訳書など
(平成 26 年 1 月から記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています)
- (2) 各種所得控除の証明書等
国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料及び旧長期損害保険料の支払いがある方は、その支払証明書
[医療費控除を受ける方] 病院等に支払った領収書
生命保険の給付金等（入院・通院等）を受けた方はその明細書
- (3) 印鑑 申告者の印鑑（認印で可）

※ 所得税の還付申告をされる方は、還付金振込先となる口座を確認できるもの（本人名義）

新規

- (4) マイナンバー（個人番号） 関係（大事なお知らせ参照）

下記☆のどちらかを持参すること。

☆マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

☆通知カード【番号確認書類】+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※所得税の確定申告をする場合は写し（コピー）も持参すること。

3 申告・納税相談の日時及び場所 各集落での申告期間中は役場での申告はできません

平成 29 年 2 月 6 日（月）から 3 月 15 日（水）までの間、次の日程で申告・納税相談を実施します。例年、申告期限間近になると大変混雑しますので、最寄りの会場で申告をお済ませください。（お住まいの集落でなくても結構です。）

申告・納税相談日程 【受付時間 / 9:30 ~ 16:00】

【2月】

6日(月)	栗生生活館
7日(火)	中間公民館
8日(水)	湯泊生活館
9日(木)	尾之間自然休養村管理センター
10日(金)	原公民館
13日(月)	麦生観光農林漁業経営管理施設
14日(火)	高平公民館
15日(水)	平野公民館
16日(木)	春牧福祉館
17日(金)	松峯生活館
20日(月)	屋久島町総合センター(安) ※下記参照
21日(火)	屋久島町総合センター(安) ※下記参照
22日(水)	離島開発総合センター(宮) ※下記参照
23日(木)	離島開発総合センター(宮) ※下記参照
24日(金)	楠川公民館 [ふるさと館]
25日(土)	榊川生活館
27日(月)	小瀬田公民館
28日(火)	長峰生活館

【3月】

1日(水)	平内生活館
2日(木)	小島観光農林漁業経営管理施設
3日(金)	永久保生活館
4日(土)	船行公民館
6日(月)	永田公民館
7日(火)	吉田生活館
8日(水)	一湊公民館
9日(木)	志戸子公民館
10日(金)	役場尾之間支所 4F・南部地区一円
11日(土)	役場尾之間支所 保健センター・南部地区一円
13日(月)	離島開発総合センター(宮) 1F・北部地区一円
14日(火)	離島開発総合センター(宮) 1F・北部地区一円
15日(水)	離島開発総合センター(宮) 1F・北部地区一円

※ 口永良部島地区は、上記期間中（土日・祝日を除く）に口永良部島出張所において随時申告を受付けます。なお、申告に関する事で、不明な点等がありましたら税務課へお尋ね下さい。

税務課住民税係 ☎ 47-2111 [内線 309・336]

※ 上記の日程においては「交通災害共済」の加入受付も行いますので、多数のご加入をお願いします。不明な点等がありましたら総務課消防交通係へお尋ねください

総務課消防交通係 ☎ 43-5900 [内線 106]

【所得税・消費税・贈与税の申告記載相談日程】

土地・建物の売却による収入があった方（譲渡所得）や、贈与税・消費税等の申告の方は、下記の会場で必ず申告を行って下さい。

日 時	会 場
2月20日(月) 13:00 ~ 16:00	屋久島町総合センター(安房) 2階ホール
2月21日(火) 9:00 ~ 16:00	※ 屋久島町安房体育館の駐車場をご利用ください
2月22日(水) 9:00 ~ 16:00	離島開発総合センター(宮之浦) 2階第1会議室
2月23日(木) 9:00 ~ 12:00	